

表1 GSTと新旧売上税の比較

	GST	旧売上税 (～2015年3月31日)	新売上税 (2018年9月1日～(予定))
課税方式	多段階課税	一段階課税	
税率	6%	5%～20% (石油製品については別途従量税)	5%または10% (石油製品については別途設定予定)
課税事業者 及び 登録基準	以下の登録基準を満たした、マレーシアで 課税供給を行う事業者 <登録基準> 課税供給の年間売上高50万リンギ	以下のライセンス基準を満たした、マレーシ アで課税対象品を製造する者 <登録基準> 製造業者:年間売上高10万リンギ 下請業者:年間売上高2万リンギ	以下の登録基準を満たした、マレーシアで 課税対象品を製造する者 <登録基準> 課税対象品の年間売上高50万リンギ
課税期間	3ヵ月／1ヵ月	石油製品:1ヵ月 その他:2ヵ月	2ヵ月

(出所)講師作成

表2 GSTと新旧サービス税の比較

	GST	旧サービス税 (～2015年3月31日)	新サービス税 (2018年9月1日～(予定))
課税方式	多段階課税	一段階課税	
税率	6%	原則:6% クレジットカード: 1枚目50リンギ、追加分25リンギ	原則:6% クレジットカード: 1枚目、追加分ともに25リンギ
課税事業者 及び 登録基準	以下の登録基準を満たした、マレーシアで 課税供給を行う事業者 <登録基準> 課税供給の年間売上高50万リンギ	以下のライセンス基準を満たした、マレーシ アで規定する課税対象サービスを提供する ことを業とするいかなる者 <登録基準> 年間売上高0リンギ～300万リンギ	以下の登録基準を満たした、マレーシアで 規定する課税対象サービスを提供すること を業とするいかなる者 <登録基準> 課税対象サービスの年間売上高50万リン ギ
課税期間	3ヵ月／1ヵ月	2ヵ月	

(出所)講師作成